

施設の概要

（金額、人数等の数値は平成30年度実績）

施設名		宇都宮市河内農業構造改善センター		
所在地		宇都宮市上田原町249番地		
根拠条例等		宇都宮市河内農業構造改善センター条例（平成19年条例第25号） 宇都宮市河内農業構造改善センター条例施行規則（平成19年規則第15号）		
設置年月日		平成63年2月1日		
設置目的・ 業務内容	設置目的	農業経営及び農村生活の改善合理化並びに農村地域住民の健康増進及び連帯感の醸成を図るとともに、市民福祉の増進と快適な近隣社会の形成に資するため、設置する。		
	業務内容	- 施設の維持管理に関すること。 - 使用許可申請受付事務に関すること。 - 使用料徴収事務に関すること。		
開館時間		平日 午前9時から午後9時まで 日曜、祝祭日 午前9時から午後5時まで		
休館日		毎週月曜日（祝祭日の場合はその翌日）、年末年始（12月27日～1月4日）		
現在の指定管理者		公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター		
収支概要（千円）		指定管理料等（市支出総額）	10,087千円	
		使用料（利用料金）収入	2,968千円	
利用者数(のべ人数)		26,538人		
施設構造		鉄筋コンクリート造平屋建て（地上2階）		
敷地面積 （㎡）		14,268.59㎡	延床面積 （㎡）	1,497.97㎡

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	大会議室兼体育室	—	661.85㎡
	研修室	—	103.47㎡
	和室	—	50.43㎡
	食品加工室	—	52.05㎡
	図書資料室・農業情報室	—	71.07㎡
	卓球室	—	75.63㎡
	事務室	—	21.75㎡
	テニスコート3面	—	うち1面はフットサルコート兼用
その他の 特記事項			
	・ 使用料の減免については、宇都宮市河内農業構造改善センター減免取扱要綱（平成20年4月1日施行）による。 ・ 減免基準 ① 身体障害者手帳，療育手帳，又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの（以下「障害者」という。）が利用する場合。（貸切使用の場合は，主に障害者が利用する場合に限る。）（100／100） ② 障害者を介護する者が同伴して施設を利用する場合。（障害者1人につき1名までとする。）（100／100） ③ 障害者に係る団体名等で申請があった場合。（100／100） ④ 前項で規定するもののほか，市長が特に必要と認める場合は，使用料の全額又は一部を免除することができる。		